



平成26年7月14日  
内閣府（防災担当）

平成26年台風第8号の接近に伴う大雨に  
係る災害救助法の適用について  
【第2報】

1. 災害の概要

平成26年台風第8号の接近に伴う大雨により、土砂災害が発生し、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、長野県は災害救助法の適用を決定した。また、山形県において住家に多数の被害が生じたため、山形県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【長野県】 木曾郡南木曾町(きそぐんなぎそまち)	7月9日	台風第8号の接近に伴う大雨により、土砂災害が発生し、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	人的被害（人）			住家被害（世帯）					備考
		死者	行方 不明	負傷	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	一部 損壊	
【山形県】 南陽市(なんようし)	7月9日				1		185	410		災害救助法 施行令第1 条第1項第 1号適用

(注1) 下線は今回適用分

(注2) 上記の被害状況の数値は、平成26年7月14日（月）18時現在の山形県からの報告による。

(同数値は、今後の調査によって変動することがある。)

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問い合わせ先  
内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者行政担当）付  
熊野、林、大橋  
TEL 03-5253-2111（内線51359）  
03-3593-2849（直通）